

頁	区分	項目	意見（抜粋）	担当部署（所管課）	対応区分	措置状況・理由
28	意見1	第3章 倉敷市の防災及び危機管理の事業の概要 6. 南海トラフ巨大地震の被害想定	液状化現象が発生した場合の避難経路を想定していない。液状化が発生したことも想定した避難経路の確保や避難誘導の訓練を実施すべきである。	防災推進課	措置済	液状化による道路の被災場所の特定は、現在の知見では不可能であると考えます。このため本市では液状化現象が発生した場合に起こりうる現象について、パンフレット（我が家の津波ハザードマップ）を配布するとともに、その対応方法について、出前講座等で周知に努めています。
36	意見2	第3章 倉敷市の防災及び危機管理の事業の概要 8. 防災及び危機管理の事業に対応する組織体制	防災危機管理室の勤続年数が短い職員の割合が高いため、個々の経験・能力を早急に向上させる必要がある。 倉敷市は現在、平成30年7月豪雨により、他市から中期派遣職員を受入れている状態であり、他市への災害応援に職員を派遣できない状況である。他市からの派遣職員の受入れが終了した後、他市で災害が発生した場合はたとえ小規模災害であっても、中核市災害相互応援協定等に基づき、積極的に災害発生都市へ職員を派遣し、他市の災害現場で倉敷市の経験を活かすとともに、災害対応を経験し、実体験に基づいたフィードバックを行い、倉敷市での防災対策及び災害対応のさらなる向上に活用すべきである。 また、倉敷市は防災士の資格取得の奨励を行っていることから、防災危機管理室職員の防災士資格の取得率を向上させるべきである。	防災推進課 危機管理課 人事課	措置済	防災危機管理室の職員の在課年数が短いことについては、防災危機管理業務の経験者を増やすという側面もあり、必ずしも改善すべき事項とは考えておりません。 防災士資格は（民間団体が認定するものですが）、地域における防災力の向上や住民による避難所運営について有益であると考えており、令和元年度は防災推進課の職員1名が資格を取得し、現在、防災危機管理室には資格を取得した職員が2名在籍しています。 防災危機管理室の個々の職員は、国・県等が主催する研修会や市が実施する訓練への参加を通じて、より幅広い知識の習得やスキルの向上を図っているほか、令和元年東日本台風で被災した長野市、いわき市などに職員（防災危機管理室職員以外の者を含む。）を派遣し、避難所運営業務などの経験を積むことにより、実体験に基づいたフィードバックにも努めています。
37	意見3	第3章 倉敷市の防災及び危機管理の事業の概要 8. 防災及び危機管理の事業に対応する組織体制	倉敷市の各部署に対して、災害対応マニュアルの作成を依頼し、また既に作成済みの部署については、当該マニュアルの内容を確認し、災害発生時における各部署間で有効かつ効率的な連携体制が構築できるように、各部署との相互認識の強化を図る必要がある。	危機管理課	対応中	平成30年7月豪雨災害対応検証報告書で各部署の改善点を明らかにしました。今後は災害発生時における各部署間で有効かつ効率的な連携体制が構築できるように、倉敷市地域防災計画の「災害時における倉敷市災害対策本部事務分掌表」の修正を行い、各部署との相互認識の強化を図っていきます。
38	意見4	第3章 倉敷市の防災及び危機管理の事業の概要 8. 防災及び危機管理の事業に対応する組織体制	平成17年以降、更新されていない倉敷市防災マニュアルの内容を再考し、必要であれば更新を行い、定期的に冊子として市民へ配布する、もしくは、予算の都合上、全戸配布や増刷は不可能であるとしても、倉敷市ホームページに当該マニュアルをアップロードし、市民が誰でもダウンロードできる状況であることを周知すべきである。	防災危機管理室	対応中	倉敷市防災マニュアルの内容を再考し、令和2年度に「倉敷市ももたろうの防災（仮称）」として作成を予定しています。
40	意見5	第3章 倉敷市の防災及び危機管理の事業の概要 8. 防災及び危機管理の事業に対応する組織体制	防災士育成講座は、マイ広報版広報くらしきに掲載されているが、倉敷市のホームページに掲載されていない。防災士育成講座は防災危機管理室所管であることから、防災危機管理室のページにも掲載し、防災士育成講座の周知及び活用を高めるべきである。	防災推進課	措置済	令和元年度の募集案内は倉敷市のホームページ、防災危機管理室のページに掲載しました。また、広報紙への掲載やFMくらしきでの放送、公施設へのチラシ配布など積極的に広報・周知を行いました。今後も継続していく予定です。
51	意見6	第3章 倉敷市の防災及び危機管理の事業の概要 9. 倉敷市の主な防災訓練	年に1回の重要な総合防災訓練が諸事情により中止となった場合でも、規模を縮小する、または図上訓練を行うなど、関係機関と協議した上で、総合防災訓練を実施することを検討すべきである。	防災推進課	対応中	令和元年度は、台風接近により訓練参加者の安全と、災害対応のため中止としました。関係機関とのスケジュール調整が困難なため延期とすることはできませんが、対応方法について検討中です。
51	意見7	第3章 倉敷市の防災及び危機管理の事業の概要 9. 倉敷市の主な防災訓練	倉敷市では例年、総合防災訓練、水防訓練、図上防災訓練等を行っているが、防災危機管理室は、各部署が作成している災害対応マニュアルの入手・確認が行われておらず、大規模災害発生時の想定事項、想定リスク等を集約・共有し、当該想定事項を織り込んだ防災訓練の実施が不十分と思われる。各部署が作成した災害対応マニュアルをもとに、情報を集約・共有した防災訓練の実施が必要である。	防災推進課	対応中	消防関係の災害活動要領については入手・確認済みです。今後、他部署のマニュアルも必要に応じて入手・確認し、訓練想定等の検討を行います。
51	意見8	第3章 倉敷市の防災及び危機管理の事業の概要 9. 倉敷市の主な防災訓練	総合防災訓練はシナリオがすべて記載されており、シナリオ通り実施できるかどうかの訓練となっている。災害発生時は想定外の事項が発生するものであり、想定外の事項について、正確な情報を収集・判断の上、適切な指示を出し、当該指示に従って業務にあたるのが重要である。 図上訓練においては、プレーヤーに非開示の内容を織り込み、訓練中に当該非開示の内容を発生させ、適切に対応できるかどうかの訓練を行っている。 図上訓練以外のその他実動訓練においても、シナリオ通りの訓練のみならず、プレーヤーに一部非開示の内容を織り込んだ訓練を実施すべきである。	防災推進課	対応中	シナリオの一部を非公開とした県や関係機関と実施している水害防災訓練やコンビナート事故を想定した県の図上訓練等に積極的に参加しました。災害発生時は想定外の事項が発生した場合について、正確な情報を収集・判断の上、適切な指示を出し、当該指示に従って業務にあたるよう訓練を行う予定としています。現在、総合防災訓練のあり方を見直しており、それに合わせて適切な方法を検討していきます。
55	意見9	第4章 防災・危機管理事業 I 防災計画・協定関連 1. 倉敷市業務継続計画	定期的な教育や訓練、点検等の実施により業務継続計画の実効性を確認するとともに、倉敷市地域防災計画などの、他の計画の見直しに合わせて、計画の持続的な改善を進めていく必要がある。	危機管理課	対応中	平成30年7月豪雨災害対応検証報告書で抽出した「7月豪雨災害対応における課題と改善策」などを基に倉敷市地域防災計画の見直し作業を進めています。今後も業務継続計画の実効性を確認するなど持続的な各種計画の改善を進めていきます。
57	意見10	第4章 防災・危機管理事業 I 防災計画・協定関連 2. 避難行動要支援者名簿及び個別の避難支援計画	個別の避難支援計画の作成は、災害対策基本法において市町村に義務づけられているものではないが、内閣府の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」において推奨されており、その作成により災害時の避難支援等をより実効性のあるものに行うことができることから、倉敷市としても策定の支援を進めていく必要がある。 また、策定状況を報告により把握し、自主防災組織等との連携を強化するとともに、必要に応じて「災害時要援護者避難支援プラン」の見直しを検討するべきである。	防災推進課	対応中	現在、防災の専門家、地域代表等で構成する「倉敷市災害に強い地域をつくる検討会」において、災害時要援護者の対策を検討しています。この検討会での提言を受けて、検討を行います。
57	意見11	第4章 防災・危機管理事業 I 防災計画・協定関連 2. 避難行動要支援者名簿及び個別の避難支援計画	個別の避難支援計画の策定のみでなく、実施主体である自主防災組織と協働し、避難支援計画に基づいた避難訓練を行い、支援内容の検証ができるよう、支援する必要がある。	防災推進課	対応中	現在、防災の専門家、地域代表等で構成する「倉敷市災害に強い地域をつくる検討会」において、災害時要援護者の対策を検討しています。この検討会での提言を受けて、検討を行います。
60	意見12	第4章 防災・危機管理事業 I 防災計画・協定関連 3. 災害発生時におけるライフラインに関する協定(防災危機管理室)	災害発生時におけるライフラインに関する協定の内容が古く、現在の倉敷市の状況にそぐわない協定となる可能性があることから、例えば3年に1度等、定期的に協定の内容を確認する体制とする必要がある。	防災危機管理室	対応中	担当者名簿の修正など、一部見直しを行いました。今後は協定内容について、最低、年1回は打ち合わせ等を行う体制の構築を目指します。
72	意見13	第4章 防災・危機管理事業 II 災害への備え 2. ため池災害ハザードマップ事業	ため池災害ハザードマップは平成31年4月より公開予定であるが、本報告書作成時点では、倉敷市ホームページに掲載していない。情報開示の点からはホームページに適時に掲載すべきであり、今後、ため池災害ハザードマップの更新等が行われた際は、適時にホームページに掲載すべきである。	耕地水路課	措置済	令和元年5月に、旧基準による19箇所の防災重点ため池については、「ため池災害ハザードマップ」を倉敷市ホームページに掲載しました。新基準による残りの約300箇所の防災重点ため池については、決壊した場合の影響度の高いものから順に「ため池災害ハザードマップ」を作成し、倉敷市ホームページに掲載する予定です。
78	意見14	第4章 防災・危機管理事業 II 災害への備え 3. 災害備蓄品(防災危機管理室)	防災危機管理室管理の備蓄品について、備蓄品リスト、管理簿、配置図などは統一した形式を使用して管理すべきである。	防災推進課 危機管理課	措置済	防災危機管理室が管理する備蓄品については、従前から統一した形式により管理していましたが、平成30年7月豪雨災害時には、一部で異なるものが使用されていました。今後は、統一した形式を使用するよう徹底します。また、新たに導入する防災システムの機能を用いた備蓄品の管理方法についても検討していますが、いずれの場合においても、統一した形式により備蓄品の管理を行ってまいります。
79	意見15	第4章 防災・危機管理事業 II 災害への備え 4. 災害備蓄品(下水道部)	災害備蓄品の管理は、災害の発生時に正確な災害備蓄品在庫が把握され、災害時における緊急の払い出しを可能とするものでなくてはならないから、定期的な管理を行うと同時に、適切な数量管理を行うべきである。	下水道施設課	措置済	緊急用資材の管理台帳に数量を記載しました。今後は定期的に管理を実施していく予定です。

頁	区分	項目	意見（抜粋）	担当部署（所管課）	対応区分	措置状況・理由
87	意見16	第4章 防災・危機管理事業 II 災害への備え 7. 災害情報伝達体制	各地区の屋外拡声器からの防災行政無線は、音の反射や豪雨により正確に聞き取ることができない場合がある。緊急告知FMラジオであれば屋内であるため、屋外拡声器より鮮明に聞き取ることが可能である。緊急告知FMラジオの設置状況のアンケート調査を実施するとともに、積極的な広報活動を実施し、特に携帯電話、インターネット等の利用率が低い高齢者等の世帯設置率を向上させるべきである。	危機管理課	対応中	令和2年4月の放送開始に向け、(株)エフエムくらしきが真備中継局を建設中です。市として緊急告知FMラジオを自主防災組織や福祉施設に約2,700台を貸与しているほか、(株)エフエムくらしきも、市内に約2,300台販売しています。また、一般のFMラジオでもエフエムくらしきの周波数82.8MHzに合わせれば市からの緊急割り込み放送を聞くことができることを防災出前講座などの機会をとらえて周知に努めています。
97	意見17	第4章 防災・危機管理事業 II 災害への備え 9. 火災予防の査察及び重大違反建物公表制度	火災予防の査察の実績率は100%とすべしであり、実績率の低い倉敷署、水島署への他署からの人員の応援を踏まえて、査察計画を立てるべきである。	予防課・危険物保安課	措置済	査察管理体制の強化等を図るため、令和2年3月末までに倉敷市火災予防等査察規程(防火対象物)の改正を行う予定です。また、査察実施結果報告書(危険物)の様式を変更し、より具体的に査察実施計画に対する査察実施状況を把握できるように改善しました。毎月の実施状況から必要に応じ職員の応援を行い、令和元年度の実施率は100%となる見込みです。
99	意見18	第4章 防災・危機管理事業 II 災害への備え 10. 住宅用火災警報器普及促進事業	設置率は毎年全国平均を下回っており、条例適合率は平成29年6月現在では全国平均を上回っているものの、31.3%については条例に適合していない状況である。倉敷市は近年では毎年両率とも上昇しているものの、消防庁の「住宅用火災警報器の設置率等の調査結果(平成29年6月1日時点)」によれば、設置率、条例適合率が100%の市町村もあり、市民の協力が不可欠であるが、引き続き両率を上昇させる必要がある。	予防課	措置済	今後とも、広報くらしきへの掲載の他、あらゆる機会を捉えての広報活動と、建物火災が発生した際、周辺の住宅を対象に、時期を失することなく戸別訪問指導を行う等、引き続き住宅用火災警報器の設置率、条例適合率の上昇に努めてまいります。
100	意見19	第4章 防災・危機管理事業 III 防災に対する補助・助成制度 1. 止水板・住宅嵩上げ補助金事業	他市での実績もある制度であり、地理的条件からもその有効性が期待されることから、倉敷市において、止水板・住宅嵩上げ補助金事業を実施すべきである。	下水経営計画課	対応中	止水板の補助金制度の運用に向け、補助金制度の要綱(案)を作成しました。今後は、要綱の庁内調整、及び補助対象区域の検討を実施します。住宅嵩上げについては、止水板の補助金制度導入後、その利用状況や要望等を含めて、検討していく予定です。
107	意見20	第4章 防災・危機管理事業 III 防災に対する補助・助成制度 2. 建築物耐震診断等助成事業、建築物耐震改修等助成事業	暴力団関係者等を排除しないことは、結果として建築物耐震診断助成事業、建築物耐震改修等助成事業が、暴力団関係者等に財産上の利益を供与することになりかねず、岡山市等の他市でも導入事例があるものであるから、倉敷市においても暴力団関係者等を排除する施策、手法等を講じるべきである。	建築指導課	措置済	令和元年10月から要綱を改正し、暴力団関係者は補助対象としないこととしました。
108	意見21	第4章 防災・危機管理事業 III 防災に対する補助・助成制度 3. 空家等対策事業	空家等除却事業費補助金の対象者の要件においても、暴力団関係者等を排除する施策、手法等を講じるべきである。	建築指導課	措置済	令和2年3月までに暴力団関係者は補助対象としないよう倉敷市空家等除却事業費補助金交付要綱を改正します。
116	意見22	第4章 防災・危機管理事業 IV 防災のための施設整備(耐震化・長寿命化など) 1. 浸水対策事業(土木課)	非常用電源設備が未設置となっている排水ポンプのうち、ポンプの排水能力が高く、住民の多い地域や重要な避難所等の緊急性の高い地域については、排水機場長寿命化計画と整合を図りながら、優先順位を考慮し、非常用電源設備の設置を検討すべきである。	土木課	対応中	定期点検結果に基づいて、計画的にポンプの修繕、取替、オーバーホール等を実施しております。維持管理費が増大していく中、排水機場の長寿命化計画の策定を優先的に実施し、地震による津波や大雨による洪水に対しては、長寿命化計画との整合を図りながら、排水機場の耐震化及び非常用電源の確保について、検討してまいります。
123	意見23	第4章 防災・危機管理事業 IV 防災のための施設整備(耐震化・長寿命化など) 4. 水道施設の整備状況	大規模震災発生時は、倉敷市内全域で電力が停止し、各水道施設の機能が停止する可能性がある。また、大規模震災発生時は隣接都市も同様の被害が想定され、発生直後は他市からの給水応援等が困難であることが考えられる。本庁舎・代替庁舎のみならず、重要な浄水施設、ポンプ場等についても非常用電源設備を設置すべきである。	水道総務課	対応中	片島浄水場については自家発電を設置済み、福井浄水場については二系統受電化を行っていますが、その他の重要な浄水施設などに非常用電源設備を計画的に順次設置し停電への対応力を強化することとしています。なお、施設等の構造物の補強や更新、機械・電気計装設備の更新も併せて進めることとしています。
132	意見24	第4章 防災・危機管理事業 IV 防災のための施設整備(耐震化・長寿命化など) 5. 下水道施設の整備状況	倉敷市下水道総合地震対策事業計画において策定された計画のうち、一部に遅れが生じている。南海トラフ巨大地震の発生に備えて、計画通りに実施すべきである。	下水施設課	対応中	国費を伴う事業ですが、遅滞なく事業を実施する予定です。
132	意見25	第4章 防災・危機管理事業 IV 防災のための施設整備(耐震化・長寿命化など) 5. 下水道施設の整備状況	非常用発電設備が未設置である施設のうち、松江ポンプ場、下津井ポンプ場については、電力停止時の補完体制が、大規模災害において十分に機能しない可能性が考えられるため、非常用発電設備の設置等、停電が生じた場合の対応を検討すべきである。	下水施設課	対応中	津波・洪水による浸水が予想されるポンプ場のため、浸水対策が完了するまでは可搬式の発電機で対応します。浸水対策が完了後、常設発電機を設置する予定です。
135	意見26	第4章 防災・危機管理事業 IV 防災のための施設整備(耐震化・長寿命化など) 6. ため池改修事業	未利用のため池33面について、今後使用込みがない場合は、近隣住民と協議のうえ、廃止するなど事前の防災措置を図るべきである。	耕地水路課	対応中	未利用のため池のうち2箇所については、ため池廃止工事が完了しました。残りのため池については、廃止や統合など事前の防災措置を図るために、地元調整を進めています。
138	意見27	第4章 防災・危機管理事業 IV 防災のための施設整備(耐震化・長寿命化など) 7. 海岸堤防等長寿命化計画策定事業	長寿命化を優先し、現在の海岸の健全度を確認の上、耐震性能調査を行う順序は合理的なものであり、マニュアルの改訂により水門・陸間が追加され、計画が遅れたことはやむを得ない。しかし、耐震化の課題は当初から存在していたことであり、各漁港は建築年月日が昭和後期のものが多く、耐震化の状況についてはすべて不明である状況からは、長寿命化計画、耐震性能調査計画を早めるべきである。	農林水産課	措置済	改訂マニュアルを基に、平成31年2月に長寿命化計画を策定しました。それに伴い、令和元年度から業者に委託して耐震性能調査を進めております。
140	意見28	第4章 防災・危機管理事業 IV 防災のための施設整備(耐震化・長寿命化など) 8. 道路ストック長寿命化事業	工事契約において、資材等の調達に要する時間は、一般に受注者側で十分な事前検討を経て契約に至るべき事項であると考えられる。変更契約の回数が増大になると、担当課内の事務手続量も増加することとなるため、受注者との契約に至る過程において工期等を適切に見積った後に契約するなど、変更契約は少なくすべきである。	土木課	措置済	発注者として、公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を図るため、計画的な発注と適切な工期設定に努めることは、責務であります。工事発注に当たっては、事前準備等の日数、関係機関との協議や地元説明等に要する日数、資材の調達に要する日数等を工事の実日数に加味しておりますが、今後も適切な工期の設定に努めてまいります。
143	意見29	第4章 防災・危機管理事業 IV 防災のための施設整備(耐震化・長寿命化など) 9. 市営住宅長寿命化維持管理事業	入居者に対し、大規模地震発生時の倒壊の危険性が高いことについて説明するとともに、大規模地震発生時の対応を講じるように事前に説明すべきである。また、退去により空室となった場合、取り壊す予定の住宅も存在する。このような住宅は、入居者の同意のもと安全な住宅への転居ができれば、入居者、倉敷市双方にメリットがあるため、定期的に入居者の転居の意思を確認すべきである。	住宅課	対応中	大規模地震発生時の倒壊の危険性が高いと思われる住宅については、現在、入居している方々に対してその危険性を周知してまいります。また、退去により空室となった場合には、新たな入居者の募集は行わないこととし、アンケート調査等を実施してつなげて入居者の意向を調査していくことを検討しています。
153	意見31	第4章 防災・危機管理事業 V 災害発生時の担い手 1. 市職員	早急に品目や目標数を含めた職員用の備蓄計画を策定し、その計画に基づく備蓄に着手すべきである。	防災推進課	対応中	市業務継続計画において、備蓄目標数を定めています。平成30年7月豪雨災害を受け、市備蓄計画を見直し、備蓄目標を引き上げました。その備蓄量を準備したのち、職員用の備蓄計画を検討する予定です。なお、消防局においては職員個々の管理としています。
161	意見32	第4章 防災・危機管理事業 V 災害発生時の担い手 3. 消防団	消防団を再編した平成20年4月から10年が経過しており、人口当たりの消防団員の定員数、地域別の消防団の定員数のアンバランスについて再度検討すべきである。	消防総務課	措置済	管轄人口に対して、各分団の定員数が比例していない分団がありますが、消防団業務を円滑にするため、山林の多さや海・河川等の地理的特性、水害、津波、高潮等地域固有の事情に起因する災害への対策も考慮し、必要な団員数を決定しています。今後も、各分団の管轄人口、災害の発生状況等を注視しながら、消防団員数の適正配置に努めてまいります。

頁	区分	項目	意見（抜粋）	担当部署（所管課）	対応区分	措置状況・理由
164	意見 3 3	第4章 防災・危機管理事業 V 災害発生時の担い手 4. 倉敷市保健所及び医療救護班	倉敷市地域防災計画の医療、助産に関する計画について、平成30年7月豪雨の際の経験も踏まえ、災害派遣医療チーム、日本医師会災害医療チーム等の派遣受け入れを前提とした実情に合った計画に見直しを行うべきである。	保健課	措置済	これまで「医療、助産」「防疫及び公衆衛生」としていたものを、「医療、助産、公衆衛生活動」とし、災害発生時に保健と医療を調整しながら、保健所がフェーズに合わせた公衆衛生活動を行えるよう見直しました。また、医療チームの派遣受け入れについても、実情に合った計画となるよう関係機関と調整を図った上で見直しを行い、倉敷市地域防災計画に反映させています。
166	意見 3 4	第4章 防災・危機管理事業 V 災害発生時の担い手 5. 自主防災組織	自主防災組織数は平成25年度以降増加しているが、活動実績がない団体が存在すると考えられる。倉敷市より防災資機材を給付していることから、同組織が形骸化しないように、定期的に活動を確認するとともに、活動がない組織には活動を啓発すべきである。	防災推進課	措置済	自主防災組織が形骸化しないよう、活発に活動している自主防災組織の活動例を紹介するとともに、防災士による指導等を活用して自主防災組織の活性化を図っています。
178	意見 3 5	第5章 平成30年7月豪雨 1. 避難指示等の発令状況	避難指示等の発令判断の収集すべき情報・データの種類、計器等の十分性、情報伝達の適切性について検証すべきである。	危機管理課	措置済	平成31年4月に公表した平成30年7月豪雨災害における検証報告書を作成し、避難情報の発令などが、内閣府（防災担当）が策定した「避難勧告等に関するガイドライン」で規定された発令判断基準に先行して発令されたことを確認しています。また情報収集に関しては、関係機関とのやりとりを行い、最新の気象情報や河川情報の入手に努め、避難情報の発令につなげたことや、様々な媒体を利用して情報の伝達に努めたことなどを確認しております。
181	意見 3 6	第5章 平成30年7月豪雨 3. 支援物資の受入	避難所運営に欠かせない設備（冷暖房機器、洗濯機、発電機、マンホールトイレ等）の必要数量や当該設備を稼働させる電力量等は、避難所の規模や既設の状況より、あらかじめ各避難所別に算定しておき、大規模災害時に不足が予測される設備を早期に避難所別に把握し、支援要請・設置が行える体制とすべきである。	危機管理課	対応中	令和元年度は発電機等の設備の充実化を図っています。今後は避難所ごとに必要な設備を算出し、下水建設課、公共設備課など関係部署と連携を図りながら、災害時に不足がないように対応していきます。
184	意見 3 7	第5章 平成30年7月豪雨 4. ボランティアの受入	大規模災害発生時に早期にボランティアの受入センターを開設できるように、ボランティアセンター候補地と協定を結ぶなど、候補地を検討しておくべきである。	防災危機管理室・保健福祉推進課	措置済	大規模災害発生時に早期にボランティアの受入センターを開設できるように、運動公園等の広域避難場所を候補地として用意しました。
186	意見 3 8	第5章 平成30年7月豪雨 5. 真備支所及び避難所の視察	避難所の対応職員について、大規模災害においては十分な人数の職員を配置できるとは限らないことを前提に、避難者自身が避難所運営に参加できるよう、自主防災組織などを対象に啓発を進めるとともに、市職員に対しても限られた人数で効果的に避難所運営にあたることのできるよう、研修を行うなど啓発に努めるべきである。	防災推進課	対応中	避難者による自主運営を目指した「倉敷市避難所運営マニュアル」を平成29年3月に作成し、防災士や自主防災組織や町内会の役員などを対象に避難所運営研修（HUG）を行うほか、職員に対しては新年度に避難所担当職員が決まり次第研修を行い、実際に担当避難所を確認させています。今後は、昨年の台風19号の被災地へ派遣された職員の体験談を盛り込むなど、より一層充実した研修内容にしていきたいです。
186	意見 3 9	第5章 平成30年7月豪雨 5. 真備支所及び避難所の視察	避難所職員の休憩を与えるために、人目につかない場所に、職員の休憩スペースを事前に確保すべきである。	防災推進課	対応中	避難所において、職員の負担軽減のため、状況に応じて可能な限り職員の休憩スペースを確保していきます。
187	意見 4 0	第5章 平成30年7月豪雨 5. 真備支所及び避難所の視察	真備支所は洪水・土砂災害ハザードマップの浸水深5.0メートル以上の地域であるが、1階への浸水により、防災拠点としての機能が停止した。1階へ配置する機能、物資、設備等を見直すべきである。	真備支所市民課・総務課	措置済	真備地区の防災業務を担当する主な部署（市民課庶務係、産業課、建設課）、及び支所内の屋内防災倉庫を2階に配置しました。また、浸水時対策として、真備支所のタイムラインを作成し、警戒レベルに応じて文書や機器、公用車の退避を行うこととしました。被災後の庁舎改修時には、水分を吸収しにくい建築資材の使用、コンセント・分電盤の高位置への設置、空調室外機の屋上設置など、非常時にも可能な限り支所機能が維持できるような対策を図りました。
189	意見 4 1	第5章 平成30年7月豪雨 6. 消防局の対応・活動状況及び消防施設等の被害状況	平成30年7月豪雨における119番通報対応での課題を洗い出すとともに、大規模災害時に関するコールトリアージプロトコルの策定を図るべきである。	消防総務課・警防課	対応中	平成30年7月豪雨における119番通報対応での課題を抽出しました。その結果を活かすために大規模災害時に関するコールトリアージプロトコルの策定中です。
189	意見 4 2	第5章 平成30年7月豪雨 6. 消防局の対応・活動状況及び消防施設等の被害状況	水難対応資機材は協定等により外部からの応援が見込まれるが、水難対応の充実・迅速化を図るため、平成30年7月豪雨において使用した資機材について、救助実績から必要数を算定の上、見直しを行うべきである。	消防総務課・警防課	措置済	平成30年7月豪雨災害時の消防局の活動状況から救助に必要な資機材の検証を行い、平成31年3月には水陸両用バギーを、令和2年1月には高機能救命ボートを配備するなど、今後も引き続き大規模災害に迅速に対応すべく必要な資機材を順次導入してまいります。
189	意見 4 3	第5章 平成30年7月豪雨 6. 消防局の対応・活動状況及び消防施設等の被害状況	浸水域ハザードマップを活用し、1階部分が水没する地域の消防署は、自家発電設備をはじめ、指令系設備等、電気関係設備は2階以上のなるべく高い位置に設置するとともに、止水板を常備し浸水を最大限防ぎ対策を講じるべきである。	消防総務課	措置済	施設の更新や大規模改修時にあわせて浸水対策を実施します。なお、災害発生時に施設が浸水する可能性が生じた場合には、事前に設定している高台の施設に機能移転し、救助等の活動を行います。
192	意見 4 4	第5章 平成30年7月豪雨 7. 水道局の対応・活動状況及び水道施設等の被害状況	倉敷市水道局災害対策マニュアルの見直しは毎年1度実施されているが、マニュアルに記載されている避難所一覧について、防災危機管理室が公表している避難所一覧と整合していない避難所が存在した。避難所の追加、異動は不定期に行われるものであり、防災危機管理室との連携を図り、適時に水道局災害対策マニュアルを更新する必要がある。	水道総務課	措置済	防災危機管理室防災推進課に最新の避難所を確認し、すべての避難所を水道局災害対策マニュアルへ反映させています。引き続き防災推進課との連携を図り、避難所の追加・廃止について適時に水道局災害対策マニュアルを更新し整合性を図ることとしています。
193	意見 4 5	第5章 平成30年7月豪雨 8. 下水道部の対応・活動状況及び下水道施設等の被害状況	管渠の破損等のリスクに備えて管渠のネットワーク化を行えば、スムーズな排水が可能となったと考えられる。重要な避難所に指定されているエリアでは、管渠のネットワーク化を検討し災害時においても管路の排水能力を確保すべきである。	下水建設課	対応中	現在、管渠のネットワーク化が可能で効果的な箇所を抽出しています。今後、抽出箇所の有効性や実現性等を確認し、対策を順次実施していく予定です。
193	意見 4 6	第5章 平成30年7月豪雨 8. 下水道部の対応・活動状況及び下水道施設等の被害状況	災害発生時には、各種の業者に複数の自治体等から同時に業務の要請が行われることが想定される。下水道の災害査定については、事前に水コンサルタント業協会と協定を締結していれば、よりスムーズに契約ができたと考えられる。各種の災害に関する協定については様々なリスク等を想定して事前に締結しておくべきであるから、複数の相手先と協定を結ぶなどリスクに応じた対応を行うべきである。	下水施設課	対応中	現下水道BCPは地震を想定したものであり、水害は対象としていないため、近年の水害を考慮した下水道BCPへの改定の中で、災害時のリスクを軽減できる有効な協定先を締結していく予定です。
196	意見 4 7	第5章 平成30年7月豪雨 9. ため池に関する被害・対応状況	平成30年7月豪雨により実施したため池の応急措置は、西日本を中心に多くのため池において被害が発生したことを受け、農林水産省が急遽、緊急点検を行うことを決定したものであり、予め指針等があったものではないが、応急措置の内容からは、時間や大きなコストを必要とするものではない。今後同様の災害が発生した際は、国からの指示に関わらず、速やかに応急措置を実施すべきである。	耕地水路課	措置済	以前から台風や大雨の後には、農業用施設を速やかに点検し、異常がある場合には、応急措置を実施してきましたが、今後も速やかに応急措置を実施できるように、通常時の現場写真の整理や報告シートの充実など、施設管理体制の強化を図ります。
198	意見 4 8	第5章 平成30年7月豪雨 10. 市営住宅に関する被害状況	平成30年7月豪雨で被災した市営住宅の再建は、例えば建物の高層化、避難路の確保、立地の移転、廃止など、入居者の意見も徴収し、費用対効果を考慮の上、浸水対策を講じ実施すべきである。	住宅課	措置済	市営住宅の浸水域域外の移転については、市街地の大部分が浸水域内であるため現実的ではありません。今後新設される災害公営住宅（市営住宅）については、屋上を浸水時緊急避難場所にしたり、浸水しない部分に集会所を設けるなどの措置を図っております。また、既存の市営住宅については、スムーズに避難ができるよう、避難場所の周知を行ってまいります。

頁	区分	項目	意見（抜粋）	担当部署（所管課）	対応区分	措置状況・理由
202	意見 49	第5章 平成30年7月豪雨 11. 災害廃棄物	廃棄物の仮置場について、民間との協定により、あらかじめ余裕のある面積を確保しておくべきである。	一般廃棄物 対策課	対応中	仮置場候補地について見直しを行い、候補地（案）を作成しました。今後は令和2年度に実施する、倉敷市災害廃棄物処理計画改定作業において、専門家及びコンサルタントの意見を伺いながら選定します。
203	意見 50	第5章 平成30年7月豪雨 12. ハザードマップ	市民のハザードマップの認識状況、理解状況についてアンケート調査を定期的に行い、市民への周知の十分性を検討すべきである。特に、ハザードマップ上の警戒区域や危険区域、市営住宅など高齢者が多い世帯等、発災時の被害が大きくなると想定される地域等については、優先して実施すべきである。 また、自主防災組織等を中心に身近な地域のハザードマップの作成・見直しを行う等、住民参加型の取組みを進めることにより、ハザードマップの認識を深める対策をとるべきである。	防災推進課	対応中	ハザードマップをより理解していただけるよう、広報紙・ホームページで積極的に広報を行っています。また、市が策定を支援する「地区防災計画」の中で、地域住民が自ら避難所までの避難経路を確認したり、地域の危険箇所を把握したりするなど、住民参加型の取組みを進めていく予定。地域住民の防災意識の高揚や自主防災組織等との連携を強化を図り「逃げ遅れゼロ」を目指していくこととしています。
210	意見 51	第5章 平成30年7月豪雨 16. ドローンの有効活用	人が入っていくことが困難な場所等についてもドローンがあれば、比較的容易に地形の状況や危険箇所を把握することが可能である。また、ドローンは、ヘリコプター等に比して非常に安価であり、また操作についても比較的容易に習得できる。 防災対策に活用するため、また、被災地等の状況をいち早く把握するためにも、ドローンを効果的に活用すべきである。	防災推進課	措置済	現在公有財産活用室が保有しており、平成30年7月豪雨災害時には、真備地区の被災状況把握に活用しました。ドローンの有効性については認識しており、災害時の情報をいち早く把握するため、消防局で導入を検討中です。防災危機管理室においてはドローンの撮影した映像を災害対策本部室でリアルタイムに受信できる環境を構築しており、より迅速な情報収集に努めます。
210	意見 52	第5章 平成30年7月豪雨 17. 平成30年7月豪雨の客観的な検証	平成30年7月豪雨による被害の客観的な検証を行うためには、第三者委員会による検証作業を行うべきであるが、すでに岡山県が第三者委員会を設置しており、倉敷市においても第三者委員会を設置し検証作業を行うと、同じことを検証するケースも出てくるのが想定される。よって、岡山県の第三者委員会の検証には積極的に協力するとともに、検証作業をすべて岡山県任せにするのではなく、倉敷市においても今後の防災に活かすために、例えば、災害対応にあたった各部署から意見を吸い上げるなど、倉敷市内部でできる限りの客観的な検証作業を行うべきである。	危機管理課	措置済	平成30年7月豪雨災害における倉敷市の災害対応について、各部局の対応状況や災害に従事した職員の見解調査結果をもとに課題を抽出し、今後の対応策や改善策を検討することで、今後の防災対応に生かしていくことを目的とし、平成31年4月に検証報告書を公表しました。
212	意見 53	第5章 平成30年7月豪雨 18. 市民の防災に関する意識	例えばハザードマップ等の防災に関する認知のアンケート調査を定期的に行い、認知度をモニタリングする、開設された避難所において避難者に防災に関する情報を配布し、親戚、知り合い等にも防災に関する情報を提供するように呼びかける等、市民全体の防災意識の向上につながる対策を、平成30年7月豪雨で被災した市民意識が高い時期に講じるべきである。	危機管理課	対応中	ハザードマップ等の防災に関する情報は広報くらしきや出前講座等様々な方法や機会を通じて周知に努めます。令和元年9月に、学識経験者や住民代表等で構成する「倉敷市災害に強い地域を作る検討会」を設置し、住民の地区防災計画の策定支援や、小学生を対象とした防災教育、災害時避難要支援者の避難行動等について検討を行っています。

（公表日：令和2年4月27日 通知日：令和2年3月25日 法第41号）